

広島市告示第161号

令和3年3月31日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 アルパーク北棟

(2) 所在地 広島市西区草津南四丁目2003番地1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

三井不動産株式会社

代表取締役 菰田 正信

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物西側	97台
建物東側	144台
建物南東側	171台
合 計	412台

(変更後)

位 置	収容台数
建物西側	143台
建物東側	176台
建物北西側	65台
平面駐車場北側	28台
合 計	412台

4 変更年月日

令和3年3月31日

5 届出年月日

令和3年3月29日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和3年3月31日から同年7月31日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和3年7月31日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課